



VOL. 56
平成27年 5月 1日
みどり あいせい
水土里ネット愛西

(愛西土地改良区)

受益面積 1,534ha 組合員数 2,468名

〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町 337 番地

TEL 0749-43-2261(代)

FAX 0749-43-2079

E-mail aisei@midorinet-aisei.jp

URL <http://www.midorinet-aisei.jp>



太陽光発電事業開始

愛西揚水機場敷地内にて、太陽光発電パネル設置工事が完了し、平成27年度より発電事業を開始いたします。また、旧愛西揚水機場用地におきましても、発電容量99kWのパネル設置工事を平成27年度に計画しております。発電により得られる売電収入は、愛西揚水機場の電気代等維持管理費に充当し、賦課金の軽減を図ります。

発刊にあたって



理事長
西川 太平

うらかな春の光を感じる季節となりました。皆様には益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。日頃は土地改良区の運営・事業に、深いご理解とご支援を賜わり、誠にありがとうございます。心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ピンポイントの集中豪雨や激しい気温の差など、天候の不順が6月頃から続きまして、全国的に大きな被害が出たところです。当管内においても住宅・農地の一部が冠水したほか、落雷が原因で分水工の通信機器に故障が発生しましたが、大事には至りませんでした。また、水稻の作況指数は近畿地方を含む西日本側では100を切る結果であり、天候不順による低温と日照不足、登熟が平年を下回ったことが原因とされております。

愛西揚水区域における夏季の24時間送水については、天候の状況を判断しながら、概ね適切に対応出来たと思っております。電気代は消費税が増税になったものの、例年より低額となりました。

去る3月20日開催の第58回通常総代会では、平成26年度事業計画の変更と補正予算、平成27年度の事業計画と予算について承認頂きました。

愛西揚水維持管理費賦課金の単価につきましては、関西電力の電気代単価値上げにより、1,000㎡当たり500円の増額をせざるを得ない状況となりました。一方、経常費賦課金単価につきましては、運営経費の見直しにより、1,000㎡当たり500円の減額とさせていただきます。皆様の節水に対するお取り組みが電力使用量の削減に、ひいては賦課金の減額へとつながってまいりますので、水管理の徹底にご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

基幹施設であります愛西揚水施設は、水管理施設設備等の更新事業を順次進めているところです。末端施設となる地域の用排水路施設におきましても、農業者の皆さま方による適宜の更新と適切な維持管理に努めていただいております。このことが安全点検・事故防止・減災対策につながるものと考えているところです。

平成27年度愛西揚水機場の24時間送水は状況を見て判断する計画となっています。送水情報は天候に大きく左右されることから、携帯端末を利用した「メール配信」をしております。時代の趨勢と申しますか天候の変化による送水計画の変更をリアルタイムでご確認頂きたく、必ず携帯電話の受信設定（5頁参照）をお願い申し上げます。

愛西土地改良区は、『母なる琵琶湖を守る農業の振興と活力あるむらづくりの推進』を基本理念としながら、農業基盤の整備を中心に今日まで事業を進めてまいりました。その結果、現在の基盤整備率は「92%」と非常に高い水準となっており、当管内の新たな基盤整備計画は無く、「現状の農業施設を適切に維持管理していく時代」へと変わってまいりました。

一方、全国的に近年の構造的な人口減少は地域を支える人材の減少につながり、極めて深刻な状況を迎えております。組合員の世代交代が進む中、更なる担い手農家の育成へとシフトしていかなければなりません。規模拡大や経営の多角化を目指す「意欲的な担い手農家」に対し、農地の集積を進めて規模拡大が容易になるよう、引き続き基盤整備促進事業（暗渠排水、区画拡大等）に取り組んでまいります。

結びになりますが、先人が残して下さったこの素晴らしい田園風景は、私たちの時代はもとより、子どもや孫へと引継ぐ財産です。このような財産を守ることは、今を生かされている我々の重要な使命であります。新しい年度を迎え、役員一同が気持ちを引き締め、一丸となって愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に向けて努力して参りますので、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第58回 通常総代会開催

平成27年3月20日（金）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第58回通常総代会が開催され、湖東農業農村振興事務所次長 鋒山伝男様、彦根市産業部農林水産課長 中村武浩様のご臨席をいただき、議長に森和男氏（第1選挙区・服部町）が選任され議案の審議に入りました。

- ・平成26年度事業計画変更、一般会計・特別会計歳入歳出補正予算及び地区除外等処理にかかる議決について（平成26年度 監査報告）
- ・平成27年度事業計画、一般会計・特別会計歳入歳出予算、一時借入金の借入、賦課金の徴収の時期及び方法、地区除外決済金賦課及び徴収方法等の議決について
- ・規約、会計細則、規程変更について
- ・会計細則（複式簿記方式）の制定について

以上28議案全て原案通り議決されました。



議長
森 和 男 氏
(服部町)



総代会の様子

平成27年度 一般会計収支予算

単位：千円

歳 入		歳 出	
科目（款）	本年度予算額	科目（款）	本年度予算額
組合費	116,026	事務費・事務所費	41,776
使用料・雑収入	6,070	基幹施設費	10,242
補助金・受託費	168,979	揚水管理費	84,366
補償金	3,000	事業費・負担金	218,869
繰入金	70,781	繰出金	24,363
繰越金	30,000	償還金及び利子	3,950
		交付金・補償費	1,290
		予備費	10,000
歳入合計	394,856	歳出合計	394,856

監査結果報告

平成27年2月12日に、平成26年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告致します。

尚、意見として以下3点を申し述べます。

- ・平成26年度は、天候等により送水を休止する等の確な運転に努められたところであるが、今後は電気料金の値上げも思料され、今後も経費削減への取り組みについて努力を望む。
- ・賦課金に関する事項について、おおむね良好であるが多様な組合員の理解を得るため、あらゆる機会を通じ、啓蒙・啓発に努めること。
- ・未収金の回収については、今後も引き続き努力されたい。

以上、監査報告といたします。

平成27年3月20日

総括監事 川 村 徳 和



平成27年度賦課金の徴収月別表

月別	区分	徴収金の名称	賦課コード	賦課対象	徴収金額(1,000㎡当り)
第1期(7月)		経常費賦課金	110	耕作者	(基本単価3,000円) 暫定減額措置により 2,000円
		基幹農道・排水管理費賦課金	220	所有者	500円
		愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有者	1,000円
第2期(9月)		愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作者	3,800円
		曾根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作者	4,000円
		曾根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作者	400円
		地区別事業償還賦課金	別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください		
10月・3月		新海揚水維持管理費賦課金	平成27年度の必要経費上半期分を10月に一括賦課、下半期分を3月に一括賦課いたします		
		肥田揚水維持管理費賦課金			

※詳しくは別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください。

賦課金の納期内完納にご協力ください!!

※口座振替納付をご指定の方は納期前に口座の残高をご確認ください。

※休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。

※賦課金多額により分割納入をご希望される場合は事務局までお問い合わせください。

(ただし、地区別事業償還賦課金は除く)

早期返済について

地区別事業償還賦課金の全額早期返済(繰上償還)金額については、別途配布する賦課金の『お願いとお知らせ』を参照してください。なお、早期返済を希望される方は、土地改良区までお問い合わせください。

平成27年度 事業計画書

単位：千円

事業名	事業内容	事業費
県営経営体育成基盤整備事業 (面的集積型) 新海地区	揚水機場内整備工 1 式 生活環境整備工 1 式 農道台帳作成業務 1 式	51,750
県営水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 愛西地区	愛西揚水機場 水管理制御施設整備工 1 式 電気設備整備工 1 式	262,500
県営農業水利施設保全合理化事業 (機能保全計画策定) 愛西地区	愛西幹線パイプライン施設 機能診断 1 式 機能保全計画策定 1 式	10,000
農業基盤整備促進事業 愛西3地区	区画拡大工 A= 38.1 ha 暗渠排水工 A= 40.6 ha	99,000
国営造成施設管理体制整備促進事業 愛西地区	推進活動費 1 式 強化支援費 1 式	18,592
PCB廃棄物処理促進対策事業 愛西地区	旧新海、旧曾根沼揚排水機場 PCB処分費・運搬費 1 式	1,500
農村地域再生可能エネルギー施設整備事業 愛西地区	太陽光発電設備工 〔愛西西施設用地〕 1 式	65,000
流域田園水循環支援事業 愛西地区	推進活動費 1 式 運転経費等 1 式	6,000
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動費 1 式	200
施設損傷復旧事業 愛西地区	土地改良施設復旧工 1 式	3,000
小規模土地改良事業 (施設整備補修)	土地改良施設補修工 1 式	2,000
ミニ維持管理適正化事業 (緊急整備補修)	土地改良施設補修工 1 式	2,000
市単独土地改良事業 (施設整備補修)	土地改良施設補修工 1 式	3,000
合計		524,542

取水時間の分散にご協力ください！

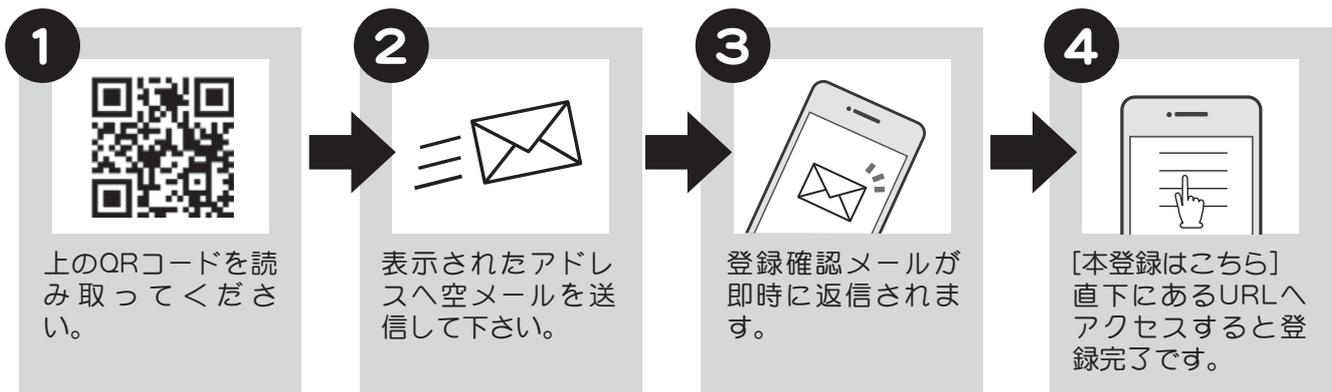
平成27年度は電気料金単価値上げのため、送水計画を見直しております。送水期間中は、天候および用水需要状況に応じて延長または24時間送水を実施いたします。取水が集中する時間帯は用水不足となる恐れがありますので、同送水地域（同分水工流域）での一斉取水を控えていただきますようお願いいたします。昨年も節水にご協力いただいておりますが、無効放流をなくし、より一層の水管理強化への取り組みをお願いいたします。

送水情報メールへの登録について

計画変更は送水情報メールにてお知らせいたしますので、必ずご登録をお願いいたします。

登録方法

*昨年登録利用いただいた方は再登録不要です。



※QRコードが読み取れない場合は...

aisei-yousui@39mail.comへ空メールを送信して下さい。

登録確認メールが受信されなかった方は...

「迷惑メール防止」のために「受信制限」をしている場合がありますので、受信制限を解除するか「39mail.com」を受信許可してください。

登録および受信の設定方法が分からない方は...

受信登録いたしますので、愛西土地改良区へお越しください。

第10回 愛西土地改良区運営委員会

当委員会は農業者だけでなく、非農家、集落役員、関係機関の方々23名で構成されており、第10回運営委員会は下記協議テーマにより開催されました。

○主な協議テーマ

“農業用施設（用排水路、農道等）の各地域での管理状況、補修費用について”

各地域の末端施設も経年による劣化が進行しており、用水管の漏水や排水路の崩落、農道の損傷といった個所が多数見受けられます。このような末端農業用施設は集落等の受益区域で管理・補修をしていただいております。その維持管理方法や補修費用等についてどのようにされておられるか、各町農事改良組合長に事前アンケートし、結果をもとに各委員の皆様にご意見をいただきました。また、ご自身の町の実情を交えて協議いただき、維持管理費の積立方法や徴収方法など、具体的な意見を交換され、当区だけでなく、委員の皆さまにも大変参考になる委員会となりました。



第10回運営委員会
(平成27年1月24日)

愛西土地改良区ホームページ

各種申請様式がダウンロードできますのでご利用ください。

「愛西土地改良区」または「水土里ネット愛西」で検索もしくは下記URLからご覧ください。

URL <http://www.midorinet-aisei.jp/>



フェイスブックページにてイベント等の写真を多数掲載しています。

フェイスブックにログイン後、「愛西土地改良区」とフェイスブック内で検索し、ご覧ください。

事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。(ホームページ <http://www.midorinet-aisei.jp/>からも届出の様式をダウンロードできます。)

なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

★組合員に変更があったとき(自己申告!!)

※末尾の書類をご提出ください。

- ◎相続、贈与や経営移譲(農業者年金受給等)による変更
- ◎売買、貸借による変更
- ◎住所等の変更
- ◎耕作者の移動による変更

★土地改良区の施設を使用するとき

- ◎改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

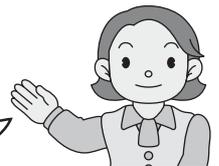
★田から畑へ変更をするとき

- ◎田を畑に変更する場合

★農地を農地以外に変更するとき

- ◎田・畑を宅地、駐車場、資材置場等に変更する場合
- ◎公共事業用地(道路・公園等)に売る場合

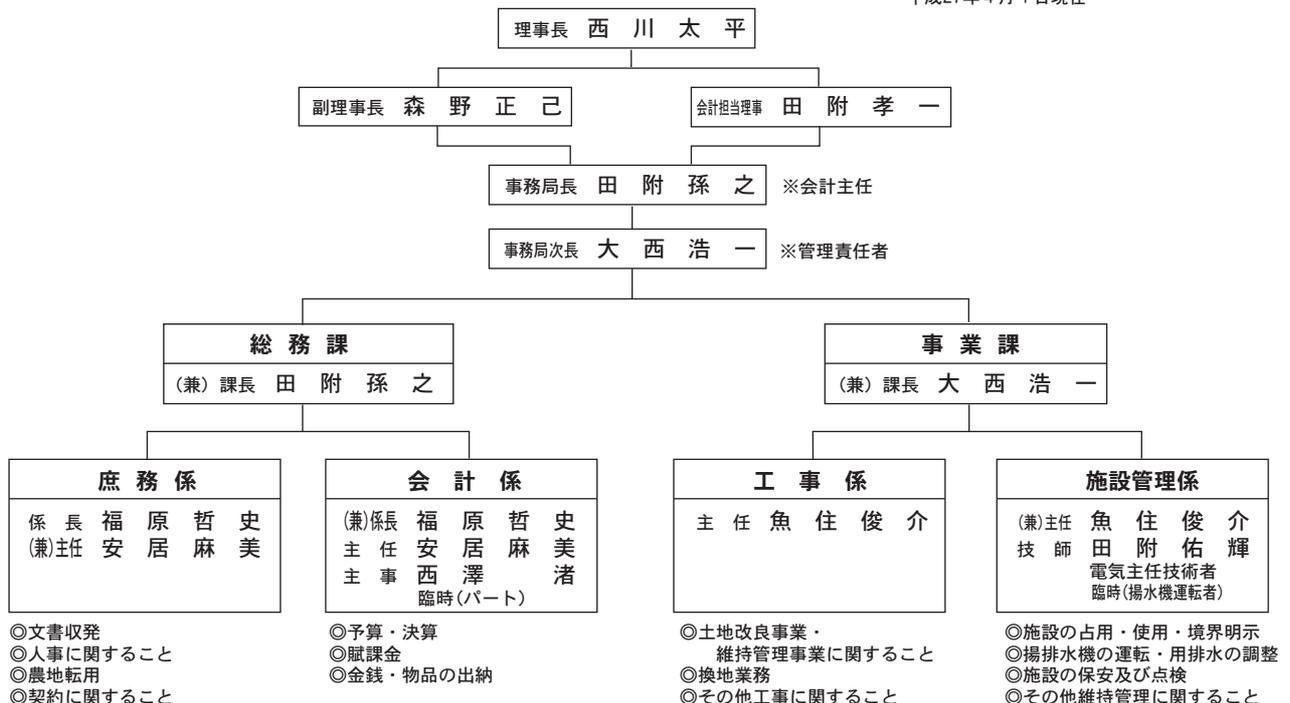
当改良区内の農地を転用又は田から畑に変更をされる場合は、それぞれ決済金を納めていただくこととなります。



賦課金は、4月1日を基準に所有者(組合員)または耕作者に賦課されます。変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。

愛西土地改良区事務局機構図

平成27年4月1日現在



理事長	副理事長	事務局長		係	合 議

愛西	土地改良区
受付第	号
平成	年 月 日

(様式第7号)

組 合 員 変 更 届 出 書

(組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 愛 西 ____ 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 _____

氏名 _____ 印

〒

新組合員 住所 _____

ふりがな (_____)

氏名 _____ 印

生年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 性別 男 ・ 女

T E L _____

新所有者 住所 _____

氏名 _____ 印

新耕作者 住所 _____

氏名 _____ 印

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町 名	字 名	地 番	地目	用途	登記簿面積 m ²	備 考

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※ (1) には該当するものに○をしてください。

(1) 原 因 ____ 相続 ・ 経営移譲 ・ 賃貸借 ・ 売買 ・ その他 (_____)

(2) 時 期 ____ 年 ____ 月 ____ 日

3 変更後の賦課金交替時期 ____ 年 ____ 月 ____ 日

4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※土地改良法(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は1名です。

※印は、認印で結構です。

切り取り線

記入例

組合員変更届出書 (組合員資格得喪通知書)

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

愛西 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西一郎 (印)

〒 521-1147

新組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

ふりがな (あいせい たらう) 氏名 愛西太郎 (印)

生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 性別男・女

TEL 0749-43-2261

新所有者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西太郎 (印)

新耕作者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西太郎 (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m ²	備考
薩摩町	津雲	337-1	田	田	3,000	
〃	〃	338-1	田	田	3,000	
〃	〃	339	田	田	2,000	

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※ (1) には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続・経営移譲・賃貸借・売買・その他 ()

(2) 時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日

3 変更後の賦課金交替時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日

4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※ ご不明な点がございましたら、改良区へご確認ください。

連絡先 愛西 (事務所)・・・ 0749-43-2261

切り取り線